

新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（第2版）本編

P6

P6

改訂前	改訂後
<p>II 基本的な感染症対策の実施</p> <p>2 感染経路を絶つ</p> <p>(2) 咳エチケット</p> <p>ア マスクの着用…<u>マスクは鼻から顎までを覆い、隙間がないように着用する。</u></p> <p>厚労省 Q&A（第十五報）問 18 に準じて見直しました。</p> <p>(3) 消毒</p> <p>新型コロナウイルスの消毒に関し、ドアノブや手すりなど、よく触れる部分の表面の消毒には、0.05%に希釈した次亜塩素酸ナトリウム液や消毒用エタノールを使用する。保育園等では、医薬品・医薬部外品を使用することが望ましい。消毒液が入手しにくい場合もあるので、この場合は、次亜塩素酸ナトリウムや消毒用エタノールの濃度を製造元HP等で確認すること。</p> <p>厚労省 Q&A（第十五報）問 5-1 に準じて見直しました。最新の知見はこちらのホームページを御参照ください。</p> <p>注 <u>次亜塩素酸水等類似商品があるが、有効性は確認できていないので、代替品として使用しないこと。</u></p> <p><u><次亜塩素酸ナトリウム液での消毒の方法></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>マスクをつけて手袋をはめて、換気しながら消毒を行う。</u> ・ <u>ペーパータオル等に薬液を含ませて拭き、自然乾燥させる。</u> ・ <u>濡れている場合や汚染がある場合は、水分や汚れを拭き取った後に消毒を行う。</u> ・ <u>金属部分は錆びる恐れがあるため、10分程度たったら水拭きする。</u> ・ <u>消毒後は、完全に乾燥するまで触れないよう留意する。</u> 	<p>II 基本的な感染症対策の実施</p> <p>2 感染経路を絶つ</p> <p>(2) 咳エチケット</p> <p>ア マスクの着用…<u>正しくぴったりとマスクを着用することは子どもに難しいことから、常に正しく着用しているかどうかに注意を向けることよりも、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうか、嘔吐したり口の中に異物が入ったりしていないかなどの体調変化について十分に注意し、本人の調子が悪い場合や持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させず、外すようにする。</u></p> <p>(3) 消毒</p> <p>新型コロナウイルスの消毒に関し、ドアノブや手すりなど、よく触れる部分の表面の消毒には、0.05%に希釈した次亜塩素酸ナトリウム液や消毒用エタノールを使用する。保育園等では、医薬品・医薬部外品を使用することが望ましい。消毒液が入手しにくい場合もあるので、この場合は、次亜塩素酸ナトリウムや消毒用エタノールの濃度を製造元HP等で確認すること。<u>消毒液別の使用方法等については、厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ホームページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html）を参照する。</u></p> <p>注 <u>次亜塩素酸水等類似商品があるが、有効性が確認できていないものがあるので、使用する場合には、前記の厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ホームページを参照すること。</u></p> <p>(削除)</p>

注1 完全に乾燥すれば、塩素は揮発して無害になるため、金属や変色・変形の恐れのあるもの以外は消毒後の水拭きは不要。

注2 スプレーボトルでの噴霧は、ウイルス飛散の可能性があるのでやめること。

注3 次亜塩素酸ナトリウム液を手指消毒に使用しないこと。

<次亜塩素酸ナトリウム液の作成方法>

=次亜塩素酸ナトリウム濃度5～6%の場合=

P. 35参照

用途	濃度・希釈方法
ドアノブ、照明のスイッチ、テーブル、椅子、水洗レバー、手すり等	0.05% 水 500ml + 次亜塩素酸ナトリウム 5ml (ペットボトルキャップ約1杯)
嘔吐物や便が付着したトイレや床等	0.1% 水 500ml + 次亜塩素酸ナトリウム 10ml (ペットボトルキャップ約2杯)

<消毒用エタノールを使用する際の注意点>

・消毒用エタノールを布などに含ませ、消毒対象を拭きそのまま乾燥させる。

・消毒用エタノールは、濡れていたり汚れが付着したりしている状態では消毒効果を発揮できない。そのため、施設や物品の消毒には次亜塩素酸ナトリウム液を用いることが推奨される。

・揮発性が高く、引火しやすいので取扱いに注意する。

III 集団感染のリスクへの対応【3密の回避】

3 「密接」の回避

(1) マスク着用

マスクの着用は他者への感染を防ぐことが目的である。無症状の感染者もいると考えられている新型コロナウイルス感染症では、気がつかない間に自らが感染して他者へ広げないようにマスクを着用することが推奨されている。

ア 子どものマスク着用について

・2歳未満の子どもは、マスクを着用させない。

・2歳以上の子どもは、自分でマスクを扱える場合は着用を推奨するが、保護者の意向も確認しつつ、無理強いはしない。

厚労省 Q&A (第十五報) 問 18 に準じて見直し、加筆しました。

(削除)

(削除)

III 集団感染のリスクへの対応【3密の回避】

3 「密接」の回避

(1) マスク着用

マスクの着用は他者への感染を防ぐことが目的である。無症状の感染者もいると考えられている新型コロナウイルス感染症では、気がつかない間に自らが感染して他者へ広げないようにマスクを着用することが一般的には推奨されているが、子どものマスク着用については次のおりである。

ア 子どものマスク着用について

・2歳未満では、息苦しさや体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用は奨められない。

・2歳以上の子どもについても、個々の発達状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらずマスク着用

	<p>を一律には求めない。なお、施設内に感染者が生じている場合や体調不良者が複数いる場合などにおいて、マスクの着用が無理なく可能と判断される子どもに限り、可能な範囲で、一時的な対応として、マスク着用を求めることは考えられる。</p>
(新設)	<ul style="list-style-type: none"> 「可能な範囲」は、その子どものことをよく知っている保育士等や保護者が判断することが基本となる。なお、保護者が着用させる意向であっても、現場でその子どものことを見ている保育士等が着用が難しいと判断する場合は、無理に着用を奨めないようにする。
(新設)	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理者等の判断により、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を求めている場合や登園している子どもが保護者の希望などからマスクを着用している場合であっても、午睡の際には当然として、熱中症リスクが高いと考えられる場合や、子どもが身体を動かすことの多い屋外での保育、プール活動や水遊びを行う場合には、マスクを外すようにする。
(新設)	<ul style="list-style-type: none"> 正しくぴったりとマスクを着用することは子どもに難しいことから、常に正しく着用しているかどうかに注意を向けることよりも、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうか、嘔吐したり口の中に異物が入ったりしていないかなどの体調変化について十分に注意し、本人の調子が悪い場合や持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用せず、外すようにする。また、子どもがふざけてマスクを取り外したような場合でも、無理に着用を求める必要はない。
(新設)	<ul style="list-style-type: none"> いずれにしても、例えば一定年齢以上の子どもに一律にマスク着用を求めることや、子どもやその保護者以外の第三者の指摘等により着用を促すことなど、子どもや保護者の意向に反してマスク着用を実質的に無理強いすることにならないよう、留意する。

- ・ マスクの装着方法や外し方（☞P. 9～10参照）が適切に行えるように指導する。
- ・ 子どもには、なぜマスクが必要か、着用の仕方などを発達段階に応じて説明する。
- ・ 適切な使用ができず、何度もマスクに触れてしまったり、外してしまったりするなど、マスクをすることでかえって感染を広めてしまう可能性がある場合は使用を中止させる。
- ・ 常に清潔なマスクを使用できるよう、保護者に対し、替えのマスクの用意を依頼しておく。
- ・ マスクの着用により顔色や表情が見えにくいため、これまで以上に丁寧に子どもの観察を行う。
- ・ 午睡中は必ず外す。
- ・ 気温の上昇に伴い、マスクに熱がこもり熱中症の危険があるため、屋外の気温が高い時には、マスクを外し、距離を保って遊ぶなどの工夫を行う。
- ・ 熱中症が発生する可能性が高いと判断した場合には、マスクを外し、咳等が出る時は、他の咳エチケット（☞P. 6 参照）を行うよう指導する。
- ・ マスクをしていると特に喉の渇きがわかりづらいので、小まめに水分補給を促す。

2歳未満のマスク使用は推奨しません（日本小児科学会HPより一部引用）

- ・ 乳児の呼吸器の空気の通り道は狭いので、マスクは呼吸をしにくくさせ、呼吸や心臓への負担になる。
- ・ マスクそのものや嘔吐物による窒息リスクが高まる。
- ・ マスクによって熱がこもり熱中症のリスクが高まる。
- ・ 顔色や口唇色、表情の変化など、体調異常への気づきが遅れるなど乳児に対する影響が心配される。

正しいマスクの着用



感染症対策啓発ポスター（厚生労働省）より引用

（新設）

厚労省 Q&A（第十五報）問 18 に準じて加筆しました。

マスクを着用する際の留意点

- ・ マスクの装着方法や外し方（☞P.9～10 参照）が適切に行えるように指導する。
- ・ 子どもには、なぜマスクが必要か、着用の仕方などを発達段階に応じて説明する。
- ・ 適切な使用ができず、何度もマスクに触れてしまったり、外してしまったりするなど、マスクをすることでかえって感染を広めてしまう可能性がある場合は使用を中止させる。
- ・ 常に清潔なマスクを使用できるよう、保護者に対し、替えのマスクの用意を依頼しておく。
- ・ マスクの着用により顔色や表情が見えにくいため、これまで以上に丁寧に子どもの観察を行う。
- ・ 午睡中は必ず外す。
- ・ 気温の上昇に伴い、マスクに熱がこもり熱中症の危険があるため、屋外の気温が高い時には、マスクを外し、距離を保って遊ぶなどの工夫を行う。
- ・ 熱中症が発生する可能性が高いと判断した場合には、マスクを外し、咳等が出る時は、他の咳エチケット（☞P.6 参照）を行うよう指導する。
- ・ マスクをしていると特に喉の渇きがわかりづらいので、小まめに水分補給を促す。

「マスクを着用する際の留意点」という見出しにし、四角で囲みました。記載内容は変更ありません。

（削除）

正しいマスクの着用



感染症対策啓発ポスター（厚生労働省）より引用

ウ 保育士等のマスク着用について

・ 感染防止対策のために 成人等がマスクを着用することは重要であるが、表情によるコミュニケーションの重要性を指摘する声もあり、口元を含めた表情を見せることが望ましい局面などでは透明マスクの活用が考えられるほか、フェイスシールドやマウスシールドを利用するケースもあると思われる。その場合、フェイスシールドやマウスシールドはマスクと比べて飛沫

P10

P14	<p>V 活動場面ごとの具体的な感染症予防策</p> <p>9 保護者の行事参加等</p> <p>教育・保育施設における行事は、多人数が一堂に会し、感染症対策上のリスクに配慮が必要な状況となるので、実施する場合は地域の感染状況等を踏まえ、その目的に応じて保護者に丁寧に説明するなど、理解を得た上で実施の可否を判断すること。実施する場合は、以下のような感染拡大防止の措置をとりながら実施方法を工夫する。</p> <p>なお、行事等の実施の可否を決めるにあたっては、県が定めた<u>令和3年8月31日付け「イベント等の開催に関する基本方針」</u>によるほか、幼稚園にあっては文部科学省が作成した<u>令和3年4月28日付け「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」</u>中の「第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について」等を参考にするとともに、幼稚園以外にあっては市町村が示す基準等を参考にすること。</p>	<p><u>拡散防止効果が低いことに留意し、子どもとの距離や声量に配慮することなどが必要されている点に留意すること。</u></p> <p>V 活動場面ごとの具体的な感染症予防策</p> <p>9 保護者の行事参加等</p> <p>教育・保育施設における行事は、多人数が一堂に会し、感染症対策上のリスクに配慮が必要な状況となるので、実施する場合は地域の感染状況等を踏まえ、その目的に応じて保護者に丁寧に説明するなど、理解を得た上で実施の可否を判断すること。実施する場合は、以下のような感染拡大防止の措置をとりながら実施方法を工夫する。</p> <p>なお、行事等の実施の可否を決めるにあたっては、県が定めた<u>令和3年11月24日付け「イベント等の開催に関する基本方針」</u>によるほか、幼稚園にあっては文部科学省が作成した<u>令和4年4月1日付け「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」</u>中の「第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について」等を参考にするとともに、幼稚園以外にあっては市町村が示す基準等を参考にすること。</p>	P14
P17	<p>VII 感染者が確認された場合</p> <p>3 臨時休園を行う場合の配慮</p> <p>(1) 保育所</p> <p>保育所の園児や職員がり患した場合等で臨時休園をする場合でも、子どもの保育が必要な場合の対応として、各市町村においては、必要に応じて代替措置による対応を検討する。（「<u>保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報道）</u>」（厚生労働省 令和2年2月25日付け事務連絡）参照）</p> <p>(2) 幼稚園</p> <p>感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないよう、居場所の確保に向けた取組みを検討する。（「<u>新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について</u>」（文部科学省 2文科初第1769号 令和3年2月19日付け通知）参照）</p>	<p>VII 感染者が確認された場合</p> <p>3 臨時休園を行う場合の配慮</p> <p>(1) 保育所</p> <p>保育所の園児や職員がり患した場合等で臨時休園をする場合でも、子どもの保育が必要な場合の対応として、各市町村においては、必要に応じて代替措置による対応を検討する。（「<u>保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第十五報）</u>」（厚生労働省 令和4年5月25日付け事務連絡）参照）</p> <p>(2) 幼稚園</p> <p>感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないよう、居場所の確保に向けた取組みを検討する。（「<u>新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について</u>」（文部科学省 3文科初第2700号 令和4年4月1日付け通知）参照）</p>	P17

<p>Ⅷ 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育所等における新型コロナウイルス感染症発生時等の報告について ○新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての幼稚園の対応について →最新の取り扱いにあわせて掲載し直しました。 ○イベント等の開催に関する基本方針 →最新の内容に更新しました。 ○マスクの着用に関するリーフレット →令和4年5月に厚労省等から示されたリーフレットを追加しました。 	
--	--

<p>参考文献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省 令和3年8月一部改訂） ・新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン（文部科学省 <u>令和3年2月19日</u>） ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（文部科学省 <u>令和3年4月28日</u>） ・県立学校における「新しい生活様式」を踏まえた学校運営方法について（山形県教育庁 令和3年7月5日） ・保育園における新型コロナウイルス感染症に関する手引き（日本小児感染症学会 令和2年3月25日） ・保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック（全国保育園保健師看護師連絡会 令和3年6月） ・保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（<u>第十報</u>）（厚生労働省 <u>令和3年4月23日</u>） ・地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係FAQ（厚生労働省 <u>令和3年9月2日</u>） ・「緊急事態宣言を踏まえた認定こども園の対応について（令和3年4月26日付け内閣府事務連絡）」 ・「認定こども園における新型コロナウイルス感染症への対応について（令和3年1月8日付け内閣府事務連絡）」 ・「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について（令和3年8月27日付け文部科学省事務連絡）」 	<p>参考文献</p> <ul style="list-style-type: none"> （略） ・新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン（文部科学省 <u>令和4年4月1日</u>） ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（文部科学省 <u>令和4年4月1日</u>） （略） （略） （略） ・保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（<u>第十五報</u>）（厚生労働省 <u>令和4年5月25日</u>） ・地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係FAQ（厚生労働省 <u>令和4年5月25日</u>） ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について（令和4年5月25日 内閣府連絡） （削除） ・学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの再周知等について（令和4年1月12日付け文部科学省事務連絡）
--	--

<p>・「<u>児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日付け文科省事務連絡）</u>」</p>	<p>（削除）</p>
<p>・「<u>イベント等の開催に関する基本方針</u>」（山形県 令和3年8月31日）</p>	<p>・「<u>イベント等の開催に関する基本方針</u>」（山形県 令和3年11月24日）</p>
<p>（新設）</p>	<p>・「<u>学校生活における児童生徒等のマスクの着用について</u>」（令和4年5月24日付け文部科学省事務連絡）</p>
<p>（新設）</p>	<p>・「<u>マスクの着用に関するリーフレットについて（周知）</u>」令和4年5月25日付け厚生労働省事務連絡、文部科学省事務連絡）</p>